

資源回収活動の注意事項

1 資源物の出し方について

① 回収場所

- (1)紙類・布類、カン・ビンの回収は、公共収集集積所と同じ場所にしないようにしてください。不法投棄など、トラブルの原因になります。
- (2)マンション等の集合住宅は、資源回収活動回収場所である旨の掲示やお住まいの方への周知を徹底してください。

② 紙類・布類の出し方

- (1)新聞紙・雑誌・段ボール・紙パックは、別々にひもで束ねて出してください。
- (2)布類は回収業者の出し方に従ってください。
- (3)雨天の場合は回収を行わないことがあります。担当の方は団体代表者や回収業者と十分に連絡を取り合ってください。

③ ビン類・カン類の出し方

- (1)軽くすすぎ、資源回収活動用カゴ（青色・黄色）にカンとビンを分別して出してください。
 - (2)レジ袋などに入れたままで出さないでください。
 - (3)ビン類は、ふた（キャップは、材質によって容器プラ又は不燃ごみ）を取り、ビン類以外の物（耐熱ガラス、茶碗・コーヒーカップなどの陶磁器類）を混ぜないで出してください。
 - (4)資源カゴ（青色・黄色）にペットボトルを出される方が最近特に目立つ様になりました。その様なステーションがありましたら、カン専用・ビン専用などの掲示をしていただくなどの処置をお願いいたします。
 - (5)お貸ししている資源カゴ、回収袋の管理をお願いいたします、路上に放置しておきますと不法投棄や持ち去り、自転車・車いすなどの通行の妨げになります。
- 《注意》近年、強風等でカゴやカンが飛び近隣とトラブルになる事例が増えています。

※団体会員の皆様には周知徹底をお願いします。

2 資源物の持ち去り行為について

新聞、テレビ等でご存知かと思いますが、資源物（新聞、アルミ缶等）は、値がつく為、全国的に資源物の持ち去り行為が多発しております。

その抑止策として、のぼり旗・持ち去り禁止プレートを配布しておりますので、ご要望がございましたら清掃事業課までご連絡ください。

裏面につづく→

→ 続き

3 奨励金の振込み等について

代表者・担当者・振込先に変更がある場合、「資源回収活動団体登録内容変更届」を速やかに提出してください。

既に年明け、年度明けに手続き済みの団体は提出していただくなくて結構です。

提出がない場合、代表者に正しく郵送されない、奨励金の振り込みができない等のトラブルになります。

記入方法については、内容変更届見本を参考にしてください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが下記連絡先の資源回収協同組合又は、清掃事業課まで問い合わせください。

○ 資源回収協同組合・清掃事業課住所・連絡先

